

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	就学援助費の給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松阪市は、就学援助費の給付に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松阪市教育委員会

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助費の給付に関する事務
②事務の概要	要保護および準要保護の、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図る。
③システムの名称	就学援助費システム、中間サーバー、宛名管理システム、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助費の給付関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【番号法】 (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第2項(利用範囲) 松阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例【市番号条例】 (平成27年松阪市条例第43号) ・市番号条例第4条(個人番号の利用範囲)及び別表並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・市番号条例第4条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松阪市教育委員会学校教育課
②所属長の役職名	学校教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松阪市総務部総務課文書・情報公開係 〒515-8515三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522 E-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松阪市教育委員会学校教育課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4389 FAX 0598-26-8816 E-mail gak.div@city.matsusaka.mie.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、就学援助事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月26日	I - 5. ① 部署	松阪市教育委員会学校支援課	松阪市教育委員会学校教育課	事後	
平成30年10月26日	I - 5. ② 所属長の役職	学校支援課長 山本 嘉	学校教育課長	事後	
平成30年10月26日	I - 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	松阪市教育委員会学校支援課	松阪市教育委員会学校教育課	事後	
平成30年10月26日	II - 1. 対象人数 (いつの時点の計数か)	1万人以上10万人未満 (平成28年1月1日時点)	1万人以上10万人未満 (平成30年10月1日時点)	事後	
平成30年10月26日	II - 2. 取扱者数 (いつの時点の計数か)	500人以上 (平成28年1月1日時点)	500人未満 (平成30年10月1日時点)	事後	
平成30年10月26日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		新規入力	事後	
令和4年2月10日	I 4. ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則【番号法第19条第14号規則】	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則【番号法第19条第14号規則】	事後	
令和4年2月10日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第14号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則【番号法第19条第14号規則】 (平成27年9月28日特定個人情報保護委員会規則第3号)	・番号法第19条第9号 ・市番号条例第4条	事後	
令和4年2月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年10月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年2月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年10月1日	令和3年4月1日	事後	
令和6年12月2日	I 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【番号法】 (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第2項(利用範囲) 松阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例【市番号条例】 (平成27年松阪市条例第43号) ・市番号条例第4条(個人番号の利用範囲)及び別表第1並びに別表第2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【番号法】 (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第2項(利用範囲) 松阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例【市番号条例】 (平成27年松阪市条例第43号) ・市番号条例第4条(個人番号の利用範囲)及び別表並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事前	
令和6年12月2日	8. 人手を介在させる作業		十分である	事前	
令和6年12月2日	8. 人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、就学援助事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	事前	
令和6年12月2日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事前	
令和6年12月2日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策		業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	
令和6年12月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日	令和6年12月1日	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日	令和6年12月1日	事前	